（様式第２号）第８条関係（連携体の代表者用）

誓約書

令和　　年（　　　年）　　月　　日

長野県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　【連携体の代表者】

所　　在　　地

名　　　　　称

役職・代表者名

　長野県業務共同化モデル実証補助金の交付を申請するにあたり、次の事項について誓約します（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）。

☐申請書類に記載された内容及びその他提出書類に虚偽はありません。

☐長野県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

□申請者は、要綱第２条第１項の中小企業者又は第２条第２項の中堅企業者に該当します。

□申請者は、要綱第３条第１項の規定を全て満たしています。

□申請する連携体は、要綱第２条第３項の規定を全て満たしています。

【要綱（抜粋）】

第２条　この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第２条第１項第１号から第３号で規定する会社及び個人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者（みなし大企業）を除くものとする。

（1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している者

（2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している者

（3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている者

（4）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）から（3）に該当する中小企業者が所有している者

（5）（1）から（3）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

２　この要綱において、「中堅企業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第２条第24項で規定する常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人であり、前項で定める中小企業者を除くものとする。

３　この要綱において、「連携体」とは、次の各号の要件を全て満たすものをいう。

（1）第３条第１項の第２号イ及びウ並びに第３号を満たす中小企業者又は中堅企業者で構成し、かつ第３条第１項の各号を全て満たす中小企業者を１社以上含むものとする。

（2）構成する中小企業者及び中堅企業者間で、第４条で規定する補助対象事業の実施内容、費用分担、導入しようとする設備や備品及び成果物の帰属について取り決めがあること。

（3）構成する中小企業者及び中堅企業者において、会社法（平成17年法律第86号）第２条に規定する親会社と子会社の関係にある者以外の者を含むこと。

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、連携体の代表者又は事業協同組合等であり、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をいう。

（1）県内に事業所又は住所を有すること。

（2）次のいずれかに、該当する者でないこと。

ア　主たる事業が農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、鉄道事業である者

イ　連携体又は事業協同組合等を構成する中小企業者及び中堅企業者並びにその役員が、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者

ウ　連携体又は事業協同組合等を構成する中小企業者及び中堅企業者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者

（3）国税及び県税に未納が無いこと。

２　連携体の代表者の場合は、中小企業又は中堅企業であること。

３　（省略）